

# 令和 3 年度適格認定(奨学金の継続)について 重要なお知らせ

## 適格認定(学業)とは

毎年 3 月に翌年度も奨学金の貸与を受ける資格を有するか、継続願等の情報をもとに、学業成績により判定する制度

## 対象となる奨学金

- ・ 貸与(第一種および第二種)奨学金
- ・ 給付奨学金(旧制度・新制度(2020 年度以降採用))

## 提出(入力)対象者について

提出(入力)対象かどうかの確認はスカラネット・パーソナルにログインし、「貸与額通知」・「給付額通知」の継続願の提出に「**必要**」と表示されているかを確認してください。

※以下の方は継続願提出対象外です。

- ・ 令和 4 年 3 月に貸与・給付が終了する方
- ・ 令和 3 年 11 月以降に採用になった方
- ・ 休学中の方
- ・ 貸与奨学金が停止中の方

**(注) ・ 給付奨学金が停止(支援区分外・停止中)の場合**

**・ 併給調整により、第一種奨学金の貸与額が 0 円の場合**



継続願の提出(入力)**必要**

## 貸与奨学生へ

※詳細は「(貸与)適格認定資料」を確認

- ・ 継続願を提出(入力)するときのポイント

収入合計 - 支出合計が、一定金額 (36 万円) を超えると、「指導」の対象となります。

(『指導』：令和 4 年 4 月以降に借りすぎ防止のため個別面接を実施します。)

## 給付奨学生(新制度：2020 年度以降の採用者)へ

※詳細は「給付奨学生のしおり」P30~31、「『継続願』入力準備用紙」P4 を確認

※前年度の学業成績が既に「警告」に該当している場合、今年度の成績が「警告」に該当すると、「廃止」となります。

例) 2 年次：警告 (GPA が学年の下位 4 分の 1 など)

3 年次：警告 (GPA が学年の下位 4 分の 1 など)



**「廃止」**

## 注意事項

- ① 期限内に提出がない場合は **4 月以降の奨学金は「廃止」(奨学金の打ち切り)**になります。(給付奨学金(新制度)は「停止」。)
- ② 休学や退学などの異動を予定している場合、可能な限り早めに学生課生活支援係までご連絡ください。
- ③ **奨学生番号(第一種奨学金、第二種奨学金、給付奨学金)ごとに手続きは必要です。**  
(第一種奨学金と第二種奨学金を併用している方は、**それぞれ**手続きが必要です。)

## 提出(入力)期限

**令和 4 年 1 月 31 日(月) ※期限厳守**